

第二東京弁護士会における男女共同参画に関する常議員会決議

2006年2月21日

第二東京弁護士会常議員会

当常議員会は、第二東京弁護士会（以下「当会」）において男女共同参画が不十分な状況に鑑み、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思に基づき社会のあらゆる分野における活動が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を負うべき、いわゆる「男女共同参画」を推進し、ジェンダーバイアスを根絶するために、以下のとおり決議する。

1、努力目標数値

当会は、当会内における男女共同参画の進捗状況の指標として以下の数値目標を達成するように努力する。

- (1) 理事者に占める女性会員の割合が、近い将来できうる限り概ね 30%以上となり、その状態が継続すること
- (2) 以下の役職等に占める女性会員の比率が、全会員に占める女性会員の比率と同程度 となり、その状態が継続すること
 1. 常議員
 2. 委員会の委員長及び副委員長
 3. 当会から講師等として外部団体等に派遣する会員
 4. 政府や自治体又は連合会等、当会以外の外部組織の委員等として当会が推薦する会員
- (3) 当会会員が5名以上所属する法律事務所においては、女性弁護士を積極的に採用し、所属する女性弁護士の割合を全会員に占める女性会員の比率と同程度とすること。

2、検証

会長は、毎年1回、1の数値目標が達成されているか否かを調査し公表する。

5年後に1の数値目標に到達していない場合には、会長はその阻害要因を調査し、それを除去し男女共同参画を実施するために必要な、環境整備、啓蒙、サポートシステムの確立等の有効な施策を採る。

(なお 1、(2) 3.4.については、講師、委員等の推薦事務に関して両性の平等に関する委員会が協力する)